

個人の信頼性確認制度の方向性について（案）

平成27年10月19日
核セキュリティに関する検討会

個人の信頼性確認制度の方向性については、核セキュリティに関する検討会設置要綱第9条に基づき設置された個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループにおいて検討が行われ、別添のとおり報告書がとりまとめられたところである。

当検討会としては、報告書に示される方向性に従い、今後個人の信頼性確認制度の詳細な検討を進める必要があると考える。

(別添)

個人の信頼性確認制度の方向性について（報告書）

平成27年10月19日

核セキュリティに関する検討会

個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ

目 次

| | |
|--|---|
| 0. はじめに | 2 |
| 1. 要旨 | 2 |
| 2. 制度の方向性 | 3 |
| 2-1 確認主体 | 3 |
| 2-2 確認対象者 | 3 |
| 2-3 確認対象者による申請及び同意 | 4 |
| 2-4 確認すべき事項 | 4 |
| 2-5 小括 | 5 |
| 3. 信頼性確認の方法 | 5 |
| 3-1 自己申告書への記載及び証明書類の提出を求める事項並びに面接考 査及び適性検査で確認する事項 | 5 |
| 3-2 自己申告内容を確認するためのその他の方法 | 6 |
| 3-3 判断にあたっての考え方 | 6 |
| 4. 制度実施にあたっての留意事項 | 7 |
| 4-1 個人情報保護法との関係 | 7 |
| 4-2 信頼性確認を拒否した者及び信頼性が確認されない者に対する処遇 | 7 |
| 4-3 ガイドライン等の作成及び公表 | 7 |
| 4-4 確認結果の通知及び有効期限 | 8 |
| 4-5 その他の内部脅威対策の強化（監視装置の増設） | 8 |
| 5. まとめ（今後の課題） | 8 |

0. はじめに

原子力施設における個人の信頼性確認制度は、2011年1月に国際原子力機関(IAEA)により発行された核物質防護勧告(INFCIRC/225/Rev.5) (以下「IAEA勧告」という。)(添付資料1)においてその実施が勧告されているところであり、主要原子力利用国において導入されている制度である。

我が国では「我が国の核セキュリティ対策の強化について」(平成24年3月21日付け原子力委員会決定)(添付資料2)が示されており、個人の信頼性確認制度の導入に向けて具体的な制度設計の議論を開始すべきこと等、核セキュリティを強化していくことが求められている。

当ワーキンググループは、原子力規制委員会の核セキュリティに関する検討会の下で、我が国の原子力施設で勤務する者に対する個人の信頼性確認制度の導入について検討を行うため設置され、これまで数次にわたる会議において議論を重ねてきた。

本報告書は、これらの議論を踏まえ、我が国原子力施設における個人の信頼性確認制度の方向性について当ワーキンググループとしての意見を示すものである。

1. 要旨

原子力発電事業者等は、自らが管理する発電所等の事業所において、関連会社従業員を含む従業者に対し、防護区域又は周辺防護区域(以下「防護区域等」という。)に入域すること、又は特定核燃料物質の防護に関する情報(以下「防護情報」という。)を取り扱うことをその施設等の管理権に基づき許可する場合に、確認対象者の申請に基づき、信頼性を確認した上で、防護区域等への単独での入域、又は防護情報の取扱いを許可する。

信頼性の確認にあたっては、特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為の防止に必要な範囲内で、申請者の氏名、住所、生年月日等の人定事項、申請者の学歴、職歴及び賞罰の経歴、申請者の法律上の責任能力、テロ組織等暴力的破壊活動を行うおそれのある団体や暴力団との関連等、限定した事項について、申請者に対して自己申告及び当該申告内容の一部についてはこれを証明する書類の提出を求めるとともに、申請者に面接考査及び適性検査を実施する。

これらの措置は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年六月十日法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第11条の2第1項(添付資料3)等*に定める防護措置として、同法の委任を受け

た原子力規制委員会規則（以下「規則」という。）において定めることが適当である。

※防護措置は、事業種別毎に、第21条の2第2項、第35条第2項、第43条の3の2第2項、第43条の18第2項、第48条第2項、第51条の16第4項、第57条第2項及び第64条の3第5項においても規定されている。

2. 制度の方向性

2-1 確認主体

原子炉等規制法第11条の2第1項等においては、事業所等において特定核燃料物質を取り扱う場合には、規則で定めるところにより、事業者は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じなければならないとされており、特定核燃料物質の防護については、事業者が第一義的な責任を負っている。

個人の信頼性確認は、原子炉等規制法第11条の2第1項等に規定する防護措置のうち、「特定核燃料物質の防護のための区域の管理」及び「その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置」に該当することから、個人の信頼性確認の主体は、事業者とすることが適当である。

2-2 確認対象者

我が国では、原子炉等規制法第11条の2等の委任を受けた規則において、特定核燃料物質の防護のための区域の設定を重要度が高い区域から防護区域、周辺防護区域、立入制限区域と定義するとともに、それぞれの区域に付き添いなしで入域できる*常時立入許可書又は常時立入許可書を所持する者の付き添いの下で入域できる一時立入許可書を発行し出入管理を行っている。

また、規則においては、その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、防護情報について、業務上知り得る者を指定することとしている。

IAEA 勧告では、防護区域へ付き添いなしで立入りを許可される者及び機微情報にアクセスする者について信頼性の確認を求めていることから、同勧告内容を踏まえ、確認対象者については、

- －防護区域等に付き添いなしで入域できる*常時立入許可書の発行を受ける者
- －防護情報について業務上知り得る者として指定を受ける者

*規則に定める防護区域内又は防護区域外防護対象枢要設備を設置した区域への入域にあたっての二人ルールは維持されるものとする。

とし、規則において定めることが適当である。

2-3 確認対象者による申請及び同意

信頼性の確認にあたっては、確認主体である事業者において、施設等の管理権に基づき、特定核燃料物質の防護のために必要な措置として確認対象者の個人情報を取得することが必要である。

事業者は、防護区域等に付き添いなしで入域できる常時立入許可書の発行を受けようとする者又は防護情報について業務上知り得る者として指定を受けようとする者から、その旨の申請を受けるとき、信頼性確認を実施することを通知した上で、その同意の下、必要な個人情報について提出を求めることとし、これらの措置については、規則において定めることが適当である。

2-4 確認すべき事項

個人の信頼性確認制度は、特定核燃料物質の防護のための、いわゆる内部脅威対策の一つと位置づけられる。

内部脅威に関する内外の事例に鑑みると、身分や経歴を偽り事業所内に悪意をもって侵入する事例、経済的に困窮し又は対価を求めて悪意ある外部の者からの働きかけに応じてしまったり、正常な判断能力を失ってしまうことによって施設や設備の破壊を行う事例等を想定した対策を講じることが必要である。

このため、事業者はこうした事例を踏まえ、特定核燃料物質の防護のために、適切に施設等の管理権を行使し、必要な個人情報を取得することによって個人の信頼性確認を行うことが求められる。

また、確認主体となる事業者は、第三者に対して個人情報の照会を行う一般的な権限を有していないことから、個人情報の取得に当たっては、自己申告が基本となるが、これを客観的に裏付ける公的な証明書類を併せて取得するものとするべきである。

したがって、原子力規制委員会は、本制度の構築にあたり、確認の対象となる個人が本人の身分や経歴を偽っていない、テロ組織等暴力的破壊活動を行うおそれのある団体や暴力団等の悪意ある外部の者からの働きかけに応じてしまっておそれがない、責任能力や正常な判断能力を有している等、内部脅威者となるおそれがあるか否かという目的に合致するよう、具体的な自己申告事項や提出を求める証明書類について、事業者にガイドラインを示すことが適当である。

さらに、自己申告内容を確認するための面接考査や、正常な判断能力を確認するための適性検査を実施することも有効である。

2-5 小括

上記を踏まえ、個人の信頼性確認制度の方向性については、以下のとおりとすることを提言する。

- 事業者は、防護区域等に付き添いなしで入域できる常時立入書の発行を受ける者及び防護情報について業務上知り得る者として指定を受ける者に対して、施設等の管理権に基づき、内部脅威者になるおそれがあるか否かを確認するために必要な個人情報を取得する。
- 取得する個人情報については、原則自己申告によるものとし、一定の範囲でこれを客観的に裏付ける公的な証明書類の提出を求める。
- 事業者は、取得した個人情報を確認するため、面接考査及び適性検査を実施する。
- 取得した個人情報、面接考査及び適性検査の結果、内部脅威者となるおそれがあると判断された場合に、防護区域等に付き添いなしで入域できる常時立入書の発行及び防護情報について業務上知り得る者としての指定を行わない。
- これら制度の基本的な枠組みについては、特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、原子炉等規制法第11条の2等の委任を受けた規則において定める。

3. 信頼性確認の方法

3-1 自己申告書への記載及び証明書類の提出を求める事項並びに面接考査及び適性検査で確認する事項

前述のとおり、自己申告事項及び提出を求める証明書類は、内部脅威者となるおそれがあるか否かを確認するためのものであるから、例えば以下のような事項について、自己申告書への記載及び証明書類の提出を求めるとともに、面接考査や適性検査で確認することが考えられる。

確認対象者の身分や経歴に偽りがいないかという観点からは、確認対象者の氏名、生年月日、住所等の本人確認事項及び一定の経歴について自己申告を求めるとともに、これらを客観的に裏付ける運転免許証や住民票記載事項証明書等、複数の公的な証明書類の提出を求めること等が考えられる。さらに、これらの事項については、面接考査により自己申告内容を確認することが考えられる。

また、テロ組織等暴力的破壊活動を行うおそれのある団体や暴力団等、悪意あ

る外部の者からの働きかけに応じてしまうおそれがないかという観点からは、経済的に極めて困窮している状況にないか、テロ組織等暴力的破壊活動を行うおそれのある団体や暴力団等との関連がないか、特定の外国に繰り返し渡航している事実はないか等の点について自己申告を求めるとともに、破産手続中等にないことなどの事実関係を客観的に裏付ける証明書類やパスポートの提出等を求めること等が考えられる。さらに、これらの事項については、面接審査により自己申告内容を確認するほか、適性検査により把握される性格や行動面の特徴を外部からの働きかけへの対応に関する判断の一助とすることが考えられる。

さらに、法的な責任能力や正常な判断能力を有しているかという観点からは、後見開始の審判等を受けていないか、アルコール又は薬物の影響を受けていないか等の点について自己申告を求めるとともに、後見開始の審判を受けていないことなどの事実関係を客観的に裏付ける証明書類や、アルコール又は薬物等の影響に関する医師の証明を求めること等が考えられる。さらに、これらの事項については、面接審査により自己申告内容を確認するほか、適性検査により把握される性格や行動面の特徴を判断の一助とすることが考えられる。

このほか、例えば、過去に核物質防護上の非違歴がないかという観点等も確認すべき事項として想定されるが、原子力発電所等における過去の懲戒歴や、場合によっては一定の前科について自己申告を求めたり、面接審査で確認することも妨げられるものではないと考えられる。

また、自己申告内容の確認のためには、原子力発電所等における核物質防護上の過去の懲戒歴等、事業者が既に保有する情報があれば、これを活用することも妨げられるものではないと考えられる。

3-2 自己申告内容を確認するためのその他の方法

公益上の観点から個人情報保護法の除外規定に該当するとして個人情報の提供を行っている機関に対して、当該機関の定める要件に従って個人情報の提供を求めることは可能であり、こうした制度を活用して、自己申告内容を確認することも考えられる。

3-3 判断にあたっての考え方

事業者は、取得した個人情報、面接審査及び適性検査の結果、以下に該当することが判明した場合には、個人の信頼性確認の結果として申請に係る許可を行わないことを可能とすることが適当である。

ー自己申告、証明書類と面接での応答等に整合がなく、身分や経歴を偽ってい

- ると認められる場合
- －自己破産していたり、財産の差押えを受けているなど、経済的に極めて困窮していると認められる場合
 - －テロ組織等暴力的破壊活動を行うおそれのある団体や暴力団その他の悪意ある外部者との日常的な接触が認められる場合
 - －後見開始の審判を受けたり、成年被後見人の登記があるなど法的な責任能力や薬物・アルコール中毒があるなど正常な判断能力を欠いていると認められる場合
 - －施設、設備の損壊や防護情報の漏えいを意図的に行うなど、過去に核物質防護上の重大な非違歴を有している場合
 - －その他総合的に勘案して内部脅威者となるおそれが高いと判断される場合

4. 制度実施にあたっての留意事項

4－1 個人情報保護法との関係

確認主体たる事業者が取得する個人情報については、当然に個人情報保護法の適用を受けることから、その取得に当たって利用目的を通知することは勿論、事業者において個人情報の厳重な管理、目的外利用の禁止、確認の結果及び理由の開示等の手続きを定めることが必要である。

4－2 信頼性確認を拒否した者及び信頼性が確認されない者に対する処遇

確認対象者であって、個人の信頼性確認に係る申請を行わない者及び個人の信頼性確認の結果信頼性が確認されなかった者は、防護区域等の立入りについては、一時立入許可書の発行により、常時立入許可書を所持する者の付き添いの下で許可され、防護情報の取扱いについては、配置転換により防護情報の取扱いを行わない部署での勤務が可能である。

4－3 ガイドライン等の作成及び公表

個人の信頼性確認制度の円滑な運用のためには、事業者間の統一的な運用を図るため、取得する個人情報の項目や判断基準の詳細はガイドライン等に定めることが適当である。

なお、その公表については、自己申告事項及び提出を求める証明書類を周知し、その必要性に関する確認対象者の理解を図る必要がある一方で、判断基準の詳細等については、内部脅威者となろうとする者がその意図を秘して判断基準に

合致するよう振る舞うなど、悪意ある第三者から対抗措置を画策される可能性を考慮し、非公表の扱いとすることが適当である。

4-4 確認結果の通知及び有効期限

事業者は、信頼性を確認した結果については、確認対象者に対して通知することが適当である。特に、信頼性が確認されない結果となった場合には、特段の支障のない限り、理由を付して通知する必要がある。

また、確認結果には一定の有効期限を設け、有効期限後も防護区域等への単独での立入り又は防護情報の取扱いが必要な場合には、改めて確認を実施しなければならないとすることが適当である。

更に、有効期限内であっても、確認対象者について、その確認結果を覆すおそれがある事情の存在が疑われる場合には、速やかに確認を再度実施することが適当である。

4-5 その他の内部脅威対策の強化（監視装置の増設）

原子力施設における内部脅威対策は、

- －物的防護（施錠の多重化、常時監視（モニタリング）体制、警備員等による警戒警備等）
- －出入管理（区域の重要度に応じた段階的入域管理、生体認証等による本人確認、2人ルールによる相互監視等）
- －人的管理（情報管理の徹底、社内教育の充実、組織体制の整備、人事管理を通じた不審行動の兆候の察知等）

といった要素で構成されており、本制度の導入のみで内部脅威者の抽出及び排除を達成できるものではない。

したがって、本制度導入と並行して、防護区域等に監視装置の増設を行う等、内部脅威対策の拡充を図ることが適当である。

5. まとめ（今後の課題）

我が国の原子力施設における個人の信頼性確認は、これまで、当該個人の本人確認を実施することのほかは、企業の通常の雇用関係の中で実施されてきた面がある。

本制度は、確認主体を核物質防護に一義的な責任を負う事業者としているが、個人の信頼性確認について、国が、確認すべき事項及び判断基準を定め、防護

区域等への立入りや防護情報の取扱いに制限をかけることを規則により制度化した点で、IAEA勧告に込えうるものである。

また、実質的にも、内外の内部脅威事例を踏まえて、信頼性確認のために必要な項目が設定されており、これらの措置によって、潜在的内部脅威者の抽出及び排除に一定の有効性を持つものである。

当ワーキンググループは、原子力規制委員会において、本報告書に示す制度の方向性を十分に踏まえ、速やかに具体的な制度の設計を行うことを要望する。また、本制度導入後には、その実効性及び有効性について検証を行うとともに、我が国における本制度のあり方について継続的な検討を行うことが必要である。付言すれば、当ワーキンググループは、我が国の安全保障上、重要インフラ施設に対するテロ対策としての個人の信頼性確認の必要性については、より根本的に国として検討する視点が必要と考える。

以上

I A E A 核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告
(INFCIRC/225/Rev. 5) 信頼性確認制度関連部分 (仮訳)

3. 14. 個人のプライバシーに関する国内法、規則又は政策及び業務上の必要性を考慮して、国は、等級別手法を用いて個人の信頼性判定が要求される状況及び如何に実施するかを明確にするための個人の信頼性に関する方針を決定すべきである。この方針の実施において国は、機微情報へのアクセス権を有する個人の信頼性確認、又は必要であれば核物質又は原子力施設へのアクセス権を有する個人の信頼性確認の手続きが採られていることを保証すべきである。
3. 14. Taking into consideration State laws, regulations, or policies regarding personal privacy and job requirements, the State should determine the trustworthiness policy intended to identify the circumstances in which a trustworthiness determination is required and how it is made, using a graded approach. In implementing this policy, the State should ensure that processes are in place to determine the trustworthiness of persons with authorized access to sensitive information or, as applicable, to nuclear material or nuclear facilities.
3. 54. 物理的防護システムの管理は、機微情報にアクセスする人の信頼性が情報の秘密保持に対して適切であると確認され、かつその職務上知る必要のある者だけにアクセスを制限すべきである。物理的防護システムの脆弱性を示す情報は、高度に防護されるべきである。
3. 54. Management of a physical protection system should limit access to sensitive information to those whose trustworthiness has been established appropriate to the sensitivity of the information and who need to know it for the performance of their duties. Information addressing possible vulnerabilities in physical protection systems should be highly protected.
4. 26. 許認可を受けた者のみが、防護区域に立入可能とすべきである。無許可立入の検知及び防止を確実にするために効果的な出入管理措置が取られるべきである。防護区域に入ることを許認可される人数は、必要最小限に抑えられるべきである。防護区域への付き添いなしで立入りを許可される者は、その個人の信頼性が確定された者に限定されるべきである。臨時の修理員、サービス員又は建設作業員のようにその個人の信頼性が確定されていない者及び訪問者は、付き添いなしで立入りの許認可を受けた者の付き添いを受けるべきである。
4. 26. Only authorized persons should have access to the protected area. Effective access control measures should be taken to ensure the detection and prevention of unauthorized access. The number of authorized persons entering the protected area should be kept to the minimum necessary. Persons authorized unescorted access to the protected area should be limited to persons whose trustworthiness has been determined. Persons whose trustworthiness has not been determined such as temporary repair, service or construction workers and visitors should be escorted by persons authorized unescorted access.

4. 42. 許認可を受けた者のみが、内部区域に立入りを許されるべきである。無許可立入の検知及び防止を確実にするために効果的な出入管理がなされるべきである。内部区域へ入ることの許認可を受けた者の数は、必要最小限に抑えられるべきである。内部区域への立入許可は信頼性確認がされた者に限定すべきである。例外的な状況でかつ限定された期間だけは、付き添いなしの立入りの許認可を受けた者による付き添いを条件に信頼性確認がされていない者の立入りが許されるようにすべきである。
4. 42. Only authorized persons should have access to the inner area. Effective access control measures should be taken to ensure the detection and prevention of unauthorized access. The number of authorized persons entering the inner area should be kept to the minimum necessary. Persons with authorized access to the inner area should be limited to those whose trustworthiness has been determined. In exceptional circumstances and for a limited period, persons whose trustworthiness has not been determined should be provided access only when escorted by persons authorized unescorted access.
5. 31. 許認可を受けた者のみが、枢要区域に立入りを許されるべきである。無許可立入の検知及び防止を確実にするために効果的な出入管理がなされるべきである。枢要区域に入ることの許認可を受けた者の数は、必要最小限に抑えられるべきである。枢要区域への立入許可は信頼性確認がされた者に限定すべきである。例外的な状況でかつ限定された期間だけ付き添いなしの立入りの許認可を受けた者による付き添いを条件に信頼性確認がされていない者の立入りが許されるようにすべきである。
5. 31. Only authorized persons should have access to the vital area. Effective access control measures should be taken to ensure the detection and prevention of unauthorized access. The number of authorized persons entering the vital area should be kept to the minimum necessary. Authorized access to the vital area should be limited to persons whose trustworthiness has been determined. In exceptional circumstances and for a limited period, persons whose trustworthiness has not been determined should be provided access only when escorted by persons authorized for unescorted access.

「我が国の核セキュリティ対策の強化について」（平成24年3月21日付け
原子力委員会決定）

我が国の核セキュリティ対策の強化について

平成24年3月21日
原子力委員会決定

原子力委員会は、本日、原子力防護専門部会から「我が国の核セキュリティ対策の強化について」と題する報告書を受領した。この報告書は、同専門部会がIAEA（国際原子力機関）核セキュリティ・シリーズ文書の最上位文書である基本文書（案）を参考に昨年9月にとりまとめた「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」と題する報告書に続いて、IAEAが基本文書に次ぐものと位置づけている3つの勧告文書（2011年1月発行）で勧告されている核セキュリティ確保に関する様々な項目を我が国政府と許可事業者による核セキュリティ確保の取組に反映させる基本的方針、及び、昨年3月に発生した福島第一原子力発電所事故で認識された原子力発電所等の核セキュリティ上の課題への対応の在り方を取りまとめたものである。

同報告書は、特に、個人の信頼性確認については、その導入に向けて具体的な制度設計の議論を開始すべきこと及び福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応を速やかに進めるべきこと、また、核セキュリティの確保に責任を有する各組織及び各組織に属する個人は、核セキュリティ文化、すなわち、各自が果たすべき責任を認識し、継続的に核セキュリティ対策の見直しと改善とに取り組む風土を涵養すべきこと、そして、立入制限、持込制限といった措置を伴う核セキュリティ対策の効果的・効率的な実施のためには国民の理解と協力が不可欠であること、さらに、我が国が国際社会の一員として、核セキュリティ対策の強化とともに、核セキュリティ対策に関する国際貢献にも取り組む必要があることを述べている。

当委員会は、同報告書の内容は妥当と判断し、規制行政機関、治安当局をはじめとする関係行政機関及び許可事業者に対し、同報告書の内容を尊重して、相互の連携強化の重要性に十分留意する一方、国民の理解と協力を得つつ、核セキュリティ対策を着実に強化していくことを求める。

なお、本委員会の所掌してきた核セキュリティに関する事務は新たに発足する原子力規制庁に移管される。そこで、今後、同庁が同報告書の内容を踏まえて関係行政機関等が核セキュリティに関する取組を適切に進めていることを適宜に確認するとともに、必要に応じ、同報告書の見直しを行っていくことを、本委員会は期待する。

「我が国の核セキュリティ対策の強化について」(平成24年3月9日原子力委員会原子力防護専門部会報告書) 抜粋

第一部 IAEA 核セキュリティ・シリーズ勧告文書を踏まえた核セキュリティの強化

第1章 核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告について

(3) 個別検討項目

(イ) 個人の信頼性確認制度に係る対応について

(勧告のポイント)

「核物質等に関わるセキュリティ勧告」においては、内部者による情報漏えい又は妨害破壊行為等により、核セキュリティの実効性が悪影響を受ける可能性があることから、こうした脅威を最小化する防護措置の1つとして、個人の信頼性確認の実施が勧告されている。具体的には、核物質又は原子力施設に係る機微情報を取り扱う者や枢要な施設・設備にアクセスする者を信頼性確認の対象とするべきとしている。

(信頼性確認制度の必要性)

我が国においても、これまで総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会等において信頼性確認制度に関する議論が行われたが、その際には、信頼性確認が対象者のプライバシーに関わること等の指摘があり、制度導入に向けた検討までには至らなかった。

しかしながら、国際的には、主要な原子力利用国の中で我が国のみが原子力施設における信頼性確認制度を導入していない状況にある⁸こと、福島第一原子力発電所事故を踏まえると、社会に深刻な影響を与える可能性がある原子力施設へのテロ行為に対する対策の充実は我が国にとって緊急の課題であると判断されることから、我が国においても本勧告が対象とする核物質及び原子力施設に係る分野において信頼性確認制度を導入することを目指して、具体的な制度についての議論を開始するべきである。

(秘密保全のための法制との関係)

内閣官房に設置された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」にて取りまとめられた報告書「秘密保全のための法制の在り方について」においては、特別秘密⁹を取り扱わせようとする者に対し、適性評価を実施することが提言されている。

同報告書の提言する適性評価とは、対象者が情報を漏えいするリスクや外部からの働きかけに応ずるリスク等の程度を評価しようとするものであり、同報告書における詳細な提言は、信頼性確認制度導入に係る検討の参考となると考えられる。なお、同報告書が、適性評価には個人情報調査が必要であり、対象者のプライバシーに深く関わる調査となるため、対象者の同意を得て調査を実施することが肝要としていることには特に留意すべきである。

現在、秘密保全のための法制は検討中とされているが、核セキュリティ分野においては、テロ行為の対象となり得る核物質や原子力施設が現に存在し、核物質や原子力施設へのアクセスが許可された者の妨害破壊行為によるリスクが具体的に想定され得ることから、秘密保全のための法制の進捗状況に拘わらず、本分野独自の観点から、信頼性確認制度を導入するべきである。

(信頼性確認制度に係る検討について)

今後は、上述の制度導入の必要性を踏まえ、規制行政機関が連携して、治安当局をはじめとする関係行政機関の積極的な協力を得つつ、具体的な制度導入に向けた検討を進めることが期待される。その場合、我が国の核セキュリティ政策の総合調整を担うこととなる原子力規制庁が検討の中心となることが適当である。

信頼性確認に際しては、個人情報の調査や第三者への照会、さらにそれらの情報の評価が必要となることから、国の機関が主体的に関与することが求められる。その役割分担を含む制度設計に際しては、内外の関連情報を参考にして、規制行政機関や治安当局をはじめとする関係行政機関の業務環境や人的資源等の現状を踏まえた現実的な検討が求められる。また、関係者の理解を得るため、法制化の前にガイドライン等を用いた試行を行うことも一案と考えられる。許可事業者においても、信頼性確認制度導入時に想定される労務管理上の課題について労使間で十分な議論を行い、その結果を必要に応じ制度導入に向けた検討に反映させること等が求められる。また、枢要施設・設備にアクセスする協力会社の従業員は、許可事業者と直接雇用関係にないが、枢要施設・設備にアクセスする許可事業者の従業員と同様に内部者としてのリスクを有している。このため、枢要施設・設備にアクセスする協力会社の従業員についても許可事業者の従業員と同等の信頼性確認を行うことが必要であり、その履行を担保する仕組みの検討が求められる。

なお、信頼性確認制度が導入されるまでの間は、前述したように二人ルール等、信頼性確認の暫定的な代替措置となる対策の実施を強化・徹底することが必要である。また、信頼性確認制度導入後においても、必要に応じ、これらの措置を実施していくことが望ましい。

8 例えば、核セキュリティに関する NGO である NTI (Nuclear Threat Initiative) が 2012 年 1 月に発表した核セキュリティ状況の国別ランキングによると、個人の信頼性に係る評価項目 (Security Personnel Measures) において、我が国は 32 カ国中 30 位とされている。

9 特別秘密：報告書「秘密保全のための法制の在り方について」において、①国の安全②外交③公共の安全及び秩序の維持の 3 分野に属する事項のうち、特に秘匿の必要性が高いものを便宜的に特別秘密と呼称。

第二部 第二部 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた課題への対応

第 2 章 事故を踏まえた核セキュリティ上の課題への対応

(3) 原子力施設に求められる核セキュリティ上の課題への対応

(ト) 内部脅威対策

防護すべき設備のなかには従業員等の接近が容易なものがあることから、出入り管理時の本人確認、身体及び持ち込み物品の検査等を強化し徹底することが許可事業者求められる。また、第一部で述べたとおり、信頼性確認制度を導入する必要性があると考えられる。信頼性確認制度が導入されるまでの間は、二人ルール等、信頼性確認の暫定的な代替措置の実施を強化・徹底し、内部脅威対策の実効性を高めることが求められる。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）抄

（特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等）

第十一条の二 製錬事業者は、製錬施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のための区域の設定及び管理、施設等による特定核燃料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）を講じなければならない。

2 （略）

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第二十一条の二 （略）

2 加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第三十五条 （略）

2 試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三条の三の二十二 （略）

2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三条の十八 （略）

2 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十八条 (略)

- 2 再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第五十一条の十六 (略)

2～3 (略)

- 4 廃棄事業者は、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(使用及び貯蔵の基準等)

第五十七条 (略)

- 2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 (略)

(実施計画)

第六十四条の三 (略)

2～4 (略)

- 5 特定原子力事業者等は、実施計画に従つて、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならない。

6～8 (略)

核セキュリティに関する検討会個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ構成員名簿

(敬称略)

| | | |
|--------|---------------------|--------------------------|
| 委員 | 田中 知 | 原子力規制委員会委員 |
| 外部有識者 | 秋山 信将 | 国立大学法人一橋大学国際・公共政策研究部教授 |
| | 板橋 功 | 公益財団法人公共政策調査会研究室長 |
| | 一政 祐行 | 防衛省防衛研究所主任研究官 |
| | 坂 明 ^{※1} | 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター常務理事 |
| | 小田野 直光 | 国立研究開発法人海上技術安全研究所研究統括主幹 |
| | 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部法学科教授 |
| | 内藤 香 | 公益財団法人核物質管理センター前理事長 |
| | 眞嶋 洋 ^{※2} | 株式会社日本海洋科学顧問 |
| | 山口 一郎 ^{※2} | 国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官 |
| 原子力規制庁 | 片山 啓 | 核物質・放射線総括審議官 |
| | 荒木 真一 | 原子力災害対策・核物質防護課長 |
| | 山口 寛峰 | 核セキュリティ・核物質防護室長 |

※1：平成27年4月1日（水）に着任。第5回（平成26年12月5日（金）開催）までは岩橋 修（公益財団法人警察協会専務理事）。

※2：第3回（平成26年8月1日（金）開催）から着任。第2回（平成26年3月17日（月）開催）までは、今井 秀政（株式会社 日本海洋科学 顧問）及び米原 英典（（独）放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター 規制科学研究プロジェクトリーダー）。

核セキュリティに関する検討会個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ開催実績

第1回 平成26年 1月24日 (金)

第2回 平成26年 3月17日 (月)

第3回 平成26年 8月 1日 (金)

第4回 平成26年10月24日 (金)

第5回 平成26年12月 5日 (金)